

攝像を居く。行者神王の躰に縄を繋げて引きて願ひ、昼夜憩はず。時に躰より光を放ち、皇殿に至る。天皇驚き怪びて、使を遣りて看しめたまふ。勅信光を尋ねて寺に至り、一の優婆塞有るを見る。彼の神の躰に繋げたる縄を引きて、^四佛を礼みて悔過す。信観て邊に還り、状を以ちて奏す。行者を召して詔して彼の行を讃め、四の事を供するに乏しきこと無し。時世人其の行を美讃めて、のたまはく「何事をか求めむとする」とのたまふ。答へて曰さく「出家し仏の法を修学びむと欲ぶ」とまうす。勅して得度を許し、金鷲を名としたまふ。

金鷲菩薩と称す。彼の光を放つ執金剛神の像は、今に東大寺に羅索堂の北の戸に立つ。贊に曰はく「善きかな、金鷲行者、信燈を東春に攢り、熟火は西秋に炬る。躰の光は感火を扶け、人皇は驗瑞に憤む」と。誠に知る、願はば得ずといふこと無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。

仏の銅の像盜人に捕られて靈しき表を示し盜人を顧す縁 第二十一

和泉国日根郡の部内に、一の盜人有り。道路の辺に住み、姓名詳ならず。

天年心曲り、殺と盜とを業どし、因果を信はず。常に寺の銅を盗み、帶を作り術して売る。聖武天皇の御世に、其の郡の尼恵寺の仏の像盜人に取らる。時に路往く人有り。寺の北の路より馬に乗りて往き、声有るを聞く。叫び哭きて曰はく「痛きかな。痛きかな」といふ。路ゆく人聞きて思はく「諫めて打たしめずあらむ」とおもひて、馬を趁せて疾く前む。叫ぶ音に近くに隨ひて、やうやく失せて叫ばず。馬を留めて聞けば、ただし鍛する音のみ有り。所以に馬を前めて過ぎ往けば、却くに隨ひて先の如くまた叫び呻ふ。忍びて過ぐること得す。故にまた還来る。叫ぶ音また止みて鍛する音有り。疑はくはもし人を殺すかと、かならず異ふ心有らむとがひて、良久にありて徘徊り、竊に従者を入れしめて屋内の内を窺看しむれば、仏の銅の像を仰げ奉りて手足を剥缺き鉛を以ちて頸を歸く。すなはち捕へ打ちて問ひてはく「何れの寺の仏の像ぞ」といふ。答へてはく「尼恵寺の仏の像なり」といふ。使を遣りて問はしむれば、實に盜めるなり。使者語を擧げて具に状を述ぶ。僧並に檀越聞き集り來り、破かれたる仏を衛みて号び愁へて曰さく「哀なるかな。悲しきかな。我が大師や。何の過失有せば此の賊の難を蒙りたまふ。尊き像寺に有すときは像を以ちて師とす。今滅ひたまふより後には、何を以ちてか師とせ

一悔過の作法、とする中史の説がある。

二皇居。

三中巻二十三縁には「勅信巡夜、行於京中」とある。聖武天皇の時代に京中の夜の巡行は中府、左右兵衛府、の担当(令集解・宮衛令)、「みつかひ」の表記を「使」勅信「信」と変化させている。「信」が「使」の意であることは歎証に詳述。

四執金剛神像以外の仏像の存在を忠わせる記述は存しない。ここにいう「仏」も執金剛神像をさすのである。ひとつ「像を羅索王」「執金剛神像」「神王」「神」「仏」「執金剛神像」と、呼称を変化させている。

五飲食、湯薬、衣服、臥具(妙法蓮華經玄賛・二末)。

六「羅索院」法華堂(三月堂)ともい。天平五年(吉宗)創建(東大寺要錄・四)。原文今東大寺於羅索堂北戸(而立也)。「に」に」の文型として訓む。」中巻十縁。

七信の火を東に点火し、盛んなる炎が西に燃えあがる。東山の金鷲行者の信仰が、その西に位置する平城宮の聖武天皇に伝わる。ハ執金剛神像の躰の光が火の燃え伝わるのを助け、天皇は仏のあらわした不思議なしるしに恭敬の気持ちをいたいた。ハ原又願無不得。」大智度論二十「無願不得」原口裕)。

第二十二縁 あやしき表の説話。今昔物語集十二ノ十三に書承。

一大阪府泉佐野市、泉南市、阪南市、泉州郡熊取町、田尻町、岬町、貝塚市あたり。

第三中巻十九縁。三未詳。

西いかなる種類の仏像なのか明記されないが、下文より推測すれば釈迦牟尼仏の像か。玉注意して、人を打つのをやめさせよう。「痛哉痛哉」を、人が打たれて声をあげているのだ、と思ったのである。「たがね」は金属を剪断する時に用いる工具。のみの類。六次第にその声がしなくなつて、叫ばなくなつた。七金属を打ち鍛える音。

八平気で通り過ぎることができない。

五要事を考えていんにちがいはない。

〇あお向けてにして。

三類似の表現が中巻十七縁にみえる。「我之大師、已入涅槃」(大般涅槃經後分・下)。新撰字鏡三「如來在世、以佛為師、世尊滅後、以何為師(大般涅槃經後分・上)。仏像の損壊を、秋迦牟尼仏の入滅のイメージでとらえている。

む」とまうす。衆の僧輩を嚴りて損はれたる仏を安置き、哭きて寺に齋りたてまつる。彼の盜人刑罰せられずして捨てらる。路ゆく人繫ぎて官に送り、園内閉囚ふ。定めて知る、聖其の悪を輟めむとして是の瑞を示す、至誠懼るべし、聖の靈無きにあらざることを。涅槃經十二卷の文に仏の説きたまふが如し「我が心に大乗を重ぶ。婆羅門の方等を説誘るを聞きて其の命根を断つ。

是の因縁を以ちて是れより以來地獄に墮ちず」と。また彼の經の三十三卷に云はく「一闡提の輩は、永く斷滅つが故に、是の義を以ちての故に、蟻子を殺害すすらなほ殺の罪を得れども一闡提を殺すは殺す罪有ること無し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり此の人は仏と法と僧とを説誘り、衆生の為に法を説かず、思義無き故に、殺すとも罪無きなり。

弥勒菩薩の銅の像盗人に捕られて靈しき表を示し盜人を顯す縁 第二十三

聖武天皇の御世に、勅信夜を巡りて京の中を行ふ。其の半夜の時に、其の詰樂京の葛木尼寺の前の南の墓原にして哭き叫ぶ音有りて言はく「痛きかな。住不変を示す所以なり。是れまた奇異しき事なり。

痛きかな」といふ。勅信聞き、馳せ陳ねて見れば、盜人弥勒菩薩の銅の像を捕り、石を以ちて破く。打ち捉へて問へば、答へて白曰さく「葛木尼寺の銅の像なり」とまうす。此の像を寺に置き、然うして彼の盜人を官に送り、園内閉囚ふ。夫れ理法身の仏は、血肉の身にあらず。何にぞ痛む所有らむ。ただ常住不變を示す所以なり。是れまた奇異しき事なり。

閻羅王の使の鬼召さるる人の略を得て免す縁 第二

十四

櫛磐嶋は、詰樂の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西里に居住む。聖武天

皇の世に、其の大安寺の修多羅分の錢三十貫を借りて、越前の都魯鹿津に往きて交易ひ、之れを以ちて運び超えむとして船に載せ、家に来らむとする時に、忽然に病を得たり。船を留めて単獨家に来らむと思ひて、馬を借り乗りて来る。近江の高嶋郡の鹿辛前に至りて瞻れば、三人追ひ来る。後るる程一町ばかりなり。山代の宇治崎に至る時に、近く追ひ附き、共に副ひ往く。磐嶋問ひてはく「何に往く人ぞ」といふ。答へて言曰はく「閻羅王の隕の櫛磐嶋を召しに

一難列を摸しているのである。下文には「寶」とみえる。「養老賊盜律では徒(二年)の刑。」
三獄、「為官所收」閉之園(大般涅槃經・寿命品)。四仏。五大般涅槃經・聖行品。取意。六大般涅槃經・迦葉菩薩品。七成仏しない者。わざかの善根も無い者。八善を。九「子」は接尾辞。十「闡提」。

第二十三縁 あやしき表の説話。今昔物語集・十七ノ三十五に書承。

二本書では声をあげる仏像は弥勒菩薩にかかるものが多い。中卷二十六縁、下卷十七縁、二十八縁など。

三中衛府、左右兵衛府、の役人か。→中卷二十一縁。三上卷三縁。

四原文其詰樂京、葛木尼寺前南墓原。「其」は「於」の意か。

五聖德太子の創建(法隆寺伽藍縁起并流記資財帳)。妙安寺ともい(太子伝古今日錄抄所引七代記)。創建された地を奈良県香芝市尼寺(尼寺庵寺跡とする説がある。平城遷都とともに平城京に移された。所在不明。奈良市南京終町の小字カツラキあたりを擬する説がある(奈良県の地名)。(六)未詳。

六仏身の抽象的なありかた。法身(法)。どのような仏身説にもとづいてこの語が用いられてゐるのかは不明。

五「仏非血肉身」(金光明最勝王經・如來壽量品)。(六)常住不變(大般涅槃經・如來性品)。

第二十四縁 三宝絵・法十四に引用。三宝絵より今昔物語集二十ノ十九に書承。

三未詳。本説話以外に所伝をみない。

三大安寺は六条四坊に所在。六条五坊は大安寺の東にあり、下文の大安寺之西里に合致しない。三奈良市大安寺町あたり。中卷二十八縁にも同地がみえる。

云經論を転読、講説するための衆として「修多羅衆」が詰樂寺に置かれていた。修多羅衆の費用として、大安寺では天平十九年(西暦)には錢一千六百六十八貫六十一文が計上されている。大安寺伽藍縁起并流記資財帳」の費用が出掌されるが、「角鹿」(書紀・垂仁天皇二年余他)と同じくツヌガという音を表記したものである可能性がある。明確にツルガとされるのは家伝・武智麻呂伝「鶴鹿」が初出例。本説話の例はそれ

云教賀津より塙津(滋賀県伊香郡西浅井町)へは陸上輸送、塙津より大津、滋賀県大津市(琵琶湖を水上輸送、瀬田川、宇治川、巨椋池、木津川、と水上輸送する)。

云滋賀県大津市、「カヘル」(名義抄)。

云教賀津より海津(滋賀県高島郡マキノ町)を経由する琵琶湖西岸の道、すなわち古北陸道を進んでいく。「町」は長さの単位。唐尺の六尺を一步とし、六十歩を一町として計算すれば、一〇六丈余。

云上巻十二縁。「埼」は崎に同じ。「崎」は石橋の意に用いられることがある。古北陸道を走っている。平安京までの所要日数が延喜式、上計上にみえる。「若狭國(行程、上七日、下四日)海路六日」。